

令和5年度 第1回 海老名市環境審議会 会議録

日時等	令和5年5月23日（水）10時00分～		
案 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [諮問事項] 自然緑地保存樹木の指定解除について</li> <li>・ [諮問事項] 自然緑地保存樹木の指定解除について</li> <li>・ [諮問事項] 自然緑地保全区域の指定解除について</li> <li>・ [諮問事項] 事業系一般廃棄物処理手数料の見直しについて</li> <li>・ [報告事項] 自然緑地保存樹木の指定解除について</li> <li>・ [報告事項] 一般廃棄物処理基本計画改定及び令和4年度各種実績について</li> </ul>		
出席委員	氏家委員、村山委員、井上委員、大橋委員、里村委員 清水委員、永田委員、藤田委員、堀委員、森島委員、山谷委員 計11名		
公開の可否	公開	傍聴者数	0名
幹 事	金指経済環境部長 吉沢経済環境部次長 小野寺環境政策課長		
事務局・説明者等	環境政策課：杉浦係長、寺本係長、 岡村主事、栗野主事補（事務局） 都市施設公園課：小菅係長、加藤主査、小川主事		
結 果	[諮問事項] ・ 自然緑地保存樹木の指定解除について 結論：原案のとおり了承 [諮問事項] ・ 自然緑地保存樹木の指定解除について 結論：原案のとおり了承 [諮問事項] ・ 自然緑地保全区域の指定解除について 結論：原案のとおり了承 [諮問事項] ・ 事業系一般廃棄物処理手数料の見直しについて 結論：専門部会で検討することです承		

1 開会 (進行：環境政策課長)

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

4 正副会長の選出

5 会長あいさつ

6 諮問

—— 審議会に諮問 ——

7 委員・職員の紹介

8 議事 (海老名市環境審議会条例第7条第1項に基づき会長が議長となる。)

・傍聴希望者：0名

(1) [諮問事項] 自然緑地保存樹木の指定解除について〈資料1〉

委員 A： 樹木を放置し、土地が荒れてしまうよりは、有効に土地を利用し、また別のところで保存樹木等を指定できるよう奨励していただきたい。写真を見て分かる通り、放置すると危険な様子がある。空き家になるより指定を解除し、土地を有効に利用した方が良い。

(2) [諮問事項] 自然緑地保存樹木の指定解除について〈資料2〉

委員 A： 立派な樹木に見えるが、小屋にかかっているように見える。実際に現地を見て、管理の状態の印象をお聞きしたい。

都市施設公園課： 資料2、左側の写真を見ると、土地建物等がなく、何も無い土地に樹木が1本立っている状況である。枯れていたり、伸びすぎている印象はなかった。

委員 A : 1 番も 2 番も解除には賛成である。売却による解除は仕方ないが、今後のためにも記録として残す等していただきたい。

委員 B : この土地一帯の所有者なのか。

都市施設公園課 : 地図上は繋がっているように見えるが、印を付けた辺りがこの方の所有している土地になる。

委員 B : ローソン、スギ薬局は一緒の土地ではないのか。

都市施設公園課 : 別の土地となる。

### (3) [諮問事項] 自然緑地保全区域の指定解除について〈資料3〉

委員 A : 実際に見た印象を聞かせていただきたい。自然緑地保全区域という割に荒れているように感じる。適切な管理が行われていなかったように見受けられる。

都市施設公園課 : 現地確認したところ、宅地も増えて状況が変わっている。少し日の差していない部分もあり、維持管理が困難な状況も見受けられる。

委員 A : 自然緑地保全区域が放置されている方が問題なので、別の場所に緑地を増やす等、努力を続けていただきたい。この場所については、適切に管理していくためにも、解除で良いと思う。

### (4) [諮問事項] 事業系一般廃棄物処理手数料の見直しについて〈資料4〉

委員 C : 17 円にするということだが、現行はいくらか。

環境政策課 : 現状は市で定める収集運搬手数料が 17 円。高座清掃施設組合で処分をしている費用が 25 円。合計で 1kg あたり

42 円。これが現行の規定となっている。

委員 C :           それを値上げするため、専門部会で検討するという  
ことか。

環境政策課 :       そのようにさせていただく。

委員 B :           17 円の部分を値上げし、25 円の部分は値上げしない  
ということか。

環境政策課 :       処分費用の 25 円については、高座清掃施設組合の条例  
で定めているため、今回の値上げは 17 円の部分である。

#### (5) [報告事項] 自然緑地保存樹木の指定解除について〈資料5〉

委員 A :           これは危険性を考えると、今回の処置は適切であったと  
思う。相模原のキャンプ場で倒木による事故があった。保  
存することは大切だが、巨木化は公園や緑地でも問題にな  
っている。指定し、生かすことだけを考えてしまえば、危  
険なまま巨木化してしまうと生命等に危険が及ぶ。この樹  
木は平成元年に指定されており、十分役目を果たして寿命  
が尽きたような印象がある。現状の管理状態や危険がある  
場合の相談等、保存していることが逆に足かせにならない  
よう方法を考えていただきたい。

都市施設公園課 :   樹木は実際にお宅に入らなければ見ることができない  
場所に位置している。通りかかった際に見かけることが難  
しい。市として保全区域等を指定しているため、ただ更新  
をするだけではなく、倒木等の危険性を踏まえ、所有者と  
一緒に管理を行っていきたいと考えている。

委員 B :           自然緑地保存樹木というのは、所有者や市にとってど  
のようなメリット、デメリットがあるのか教えていただ  
きたい。

都市施設公園課 :   自然や緑地、樹木を、所有者と市が協力し、保全して

いくことが制度の大元である。デメリットとしては、樹木の巨木化や落ち葉等の問題、民地にある区域や樹木となるため、所有者に原則管理を行っていただく必要がある。近年は、落ち葉の問題や枝が落ちて越境してしまう等の相談が増加している。

委員 B : 落ち葉は所有者が責任を持たないといけないのか。

都市施設公園課 : 落ち葉については、所有している樹木だけでなく、他の所から落ちてくることがあるため、皆さんで協力していただくことにはなってしまう。

委員 D : 樹木を外側から見た時は問題が無くても、中が枯れてくる状況があると思う。市で定期的な確認を行っているのか。

都市施設公園課 : 保存樹木・保全区域に関して、見た目では分からないが、中が空洞化している樹木は専門的な診断が必要となる。そのため1件ずつ全てを見ることは出来ていないのが現状である。相談があった際に見るということは行っている。

**(6) [報告事項] 一般廃棄物処理基本計画改定及び令和4年度各種実績について〈資料6〉**

委員 E : 組成分析のところで、令和元年度は10月、令和4年度は2月となっている。令和元年度は、その他が非常に多い。その中に剪定枝、草、落ち葉が多く占めているのではないかと思う。2月になると剪定枝等の量が少なくなるので、分析をする際には季節を合わせるべきである。

厨芥類が多い。人口が少ない町なら分かるが、人口が多い市で、55.5%というのは考えられない数字である。水切りが徹底されていないことが要因と考えられる。

資源循環、プラスチック、食品ロス削減が非常に大きなテーマになっている。厨芥類中の食品ロスの比率を教えてください。

可燃ごみで10ℓの指定収集袋が一番使われている。例え

ば、札幌は現在 20ℓが一番使われているが、有料化初期においては、10ℓが一番使われていた。私の調査で、大和市は 10ℓ、府中市や国分寺市も 10ℓが使われている。これは市民の意識が高まった結果である。このまま 10ℓを維持していただきたい。

事業系ごみだが、搬入量が元に戻ってきている傾向がすでに出ている。搬入手数料についてもリサイクルを促すという観点から、三市と高座清掃施設組合で検討していただきたい。

環境政策課： 組成分析は、令和 4 年の 10 月に新型コロナウイルスの感染が拡大したことで、控えていた時期があった。感染も収まったので、同じ時期、同じ場所で行うと比較しやすいというのは承知している。これも踏まえて次の時期を選定していく。

未利用食品の分析結果については、今回この厨芥類の中に未利用食品の割合も含めている。未利用食品の割合は 0.9%というような結果となった。未利用食品の考え方も色々あるが、その時の未利用食品の考え方としては、一切手をつけてない、1 回も触れてないものを対象とさせていただいた。例えばみかんであれば、皮をむいて少しでも食べているものに関しては、厨芥類の方に入れているのが今回の分析調査の方法となっている。そういった中での未利用食品ということで 0.9%という結果となっている。

事業系ごみについて、高座清掃施設組合の焼却にかかる費用は、三市と高座清掃施設組合、高座清掃施設組合の搬入手数料であるので、高座清掃施設組合が中心となる。ただ施設運営としては、3 市も関わっているため、一緒に協業して、ある程度方向性が見定まってきている。タイミングを見て、改定の方向に動くことになる。

委員 E： 廃棄食品、食べ残しも結構量的に多いと思うが、それらを合わせたトータル食品残渣の比率というのはどのくらいになるか。

その可燃ごみに占める比率、この厨芥類に占める比率を教えてください。

環境政策課： 食べ残しの量に関して、今回の調査では、食べ残しの内訳がない。食べ残しも含めて厨芥類という取り扱いをした。結果として、この厨芥類の中には混ざっており、食べ残しだけでは結果をとっていない。

委員 E： 食品ロス削減推進計画を策定する場合の参考資料が得られないので、そこは今後の組成分析において、注意した方が良い。

環境政策課： 今後、食品ロスの計画も確認しながら、分析の方法も見直していきたい。

委員 B： 食品ロスというのは、個人が買って食べずに捨てたものなのか。食品ロスは、飲食店が食品を作り過ぎ、これを捨てるというイメージだが、今議論されているのはどの部分か。

環境政策課： 今回の分析は全て家庭系である。いわゆる市民の方々が捨てるもの。確かに事業系でも食品ロスはある。お話にもあった飲食店が食品を多く作り、残ったものを捨てることもまた一つの食品ロスである。今回は、家庭系の食品ロスのことである。

委員 C： オレンジ色の指定収集袋の中のもので、これ以外の家庭系可燃物で、剪定枝もまた別にある。また年々増加している紙おむつは、乳幼児はさほど重量がないが、高齢者のおむつは非常に重量がある。それらのデータはあるのか。

環境政策課： 今回の組成分析の結果は、あくまでもその有料化戸別収集をベースとなっている。指定収集袋だけを対象としている。透明の袋で出せる剪定枝や落ち葉・雑草、紙おむつ関係は除いている。ただ、それらの結果のデータも取っているが、集計まではされていない。そちらの結果も、同じように確認していく。確認の方法としては容積と重量を確認し、重さを測る。中身についても混入は特にないため、純粹に落ち葉・雑草、紙おむつであることは現地で確認はしている。

委員 C :           これから高齢化に伴って、おむつの量が増加する。水分があるので、燃えにくい。今後、焼却が大変になるのではないかと感じている。

環境政策課 :       高齢化が進み、紙おむつが増加しているというのは非常に国も含めて全国的に懸念している。紙おむつ自体は給水ポリマーが入っているため、水分が含まれており、燃えづらい要素がある。この点では、可燃ごみを増やす要因になっている。例えばユニチャームが今リサイクルを推進している、先進的な情報というのは、私たちも収集しており、先ほどお話しさせていただいた、座間市・綾瀬市・海老名市の中でも様々なリサイクル方法を研究している。ただ処理施設の場所が非常に重要となり、神奈川県内等の近隣にない状況もある。費用対効果もそうだがコスト面含め、先進的な状況が全国的に広まっていくか見定めながら、改めて継続で検討していく。課題としての認識は引き続き持っている。

委員 D :           家庭系ごみ一部有料化・戸別収集導入後のアンケートで現在の指定収集袋に対して問題や意見はないと回答した方が約 50%とあるが、どのような意見があったのか。

もう一つは前から強調しているが、猫砂専用の指定袋もぜひ検討していただきたい。猫砂もほとんど水分である。可燃ごみは 1 週間に 2 回で、100 袋を使っている。生ごみ処理機を使っているので、猫砂を入れなければ 50 袋でも十分である。分類ということを考えた時に、純粋な生ごみ・厨芥類なのか、そういう中で猫砂の指定袋も検討してもらいたい。

環境政策課 :       指定収集袋に関する意見については、アンケートの結果報告の間 12 番、指定収集袋に関するあなたの考え、これを受けて、今回の結果概要を作成させていただいた。様々な意見がある中で、主要な意見では、現在のサイズ以外に希望するサイズがある。当初、有料化を開始した際に、ごみ箱のサイズに合わないというような意見もいただいた。ごみ箱のサイズに合うような袋を作ってほしいという意見が 22%あった。また、燃やせるごみ袋が 10

枚単位で、燃やせないごみが 5 枚単位でセット販売をしているが、1 枚単位で販売して欲しいという意見や、視覚障がい者用の穴開け加工を凹凸にしてほしいという意見もあった。その穴は、純粹にパンチで穴を開けて比較ができるような状態にしており、実際には凹凸加工にしている市町村もあるのは承知している。その他の意見は 14% あった。金額や袋の強化という話もあった。袋の素材が破れやすいという意見だと思われる。50% は特に問題ないというのは事実であるが、残り 50% としては意見があったことも承知している。それも踏まえて見直しをしていきたいと考えている。猫砂専用という袋のお話もあるが、猫だけではなく、総括してペットという話になってくる。ペットシートも意見としていただいている。猫以外のペットだと砂もあればペットシートを使う場合もある。ペットも家族であり、家族の一員が排出するごみであり、おむつとどのような違いがあるかも考えていく必要がある。紙おむつについては高齢者、子育て世帯の支援という位置づけであることから、施策的な観点を踏まえながら見直しの際に検討していく。

委員 D :

アンケート結果の中で、まだ 40% の人が環境問題に関心がないと言っている。約 20% にはなるよう、啓発活動が必要と感じる。また、生ごみ処理機を 86.2% の人が使用していないと答えている。2 軒に 1 軒もしくは 1 軒に 2 台導入できると良い。このような活動は全てを頭打ちしても難しいので、いかに協力者を増やしていくかが重要ではないかと思う。2 台、3 台と使用したい人を更に増やしていく。また、補助額を引き上げた場合の購入検討について、検討しないと答えた人が 43.3% いる。ここを検討する方向にもっていかなければ、なかなか減量化へは遠いので、周知等徹底していただきたい。

環境政策課 :

問 8 番で変わらないと回答した人が 40% ではあるが、元々関心が高い人にとっては変わらないという言い方もある。変わらないというのは、この有料化で変化がなかったと捉えることも十分できる。ごみの問題は広く、非常に身近な環境問題であるので、引き続き色々なアプローチの方法で啓発していきたい。

生ごみ処理機に関しては、裾野を開くことで利用者を増やすということは非常に重要だと思う。補助の台数が現状1台であるため、1台がメインとなってくる。補助の台数が多ければ、今使っている処理機だけではもたないという話も当然出てくる。そういった意味で裾野を開いていく必要性も踏まえて、今後の制度の方法を検討していきたいと考えている。

委員 E : 紙おむつは、紙とプラスチック両方で作られている。日本でもリサイクル率10指に入るという自治体を訪問して、その町はある年度からリサイクル率が上昇している。聞いたところ、介護施設から事業系のごみとして出てくる紙おむつについては、事業系のプラスチックとなることから、産業廃棄物として受け入れをやめた。それに伴ってリサイクル率が上昇し、上位の位置に入った。一定の法律があるので、事業者に適正な排出ルートに乗せてもらうという視点から、紙おむつを産業廃棄物のルートに乗せるというのが一つの考え方でもある。

環境政策課 : 紙おむつはプラスチック混ざっている。今、一般廃棄物については市の方で業務として取り扱っている中で、産業廃棄物については神奈川県で取り扱っている。その中で産業廃棄物に該当するか、一般廃棄物に該当するかは、課題となっているところである。今後この紙おむつをどのように取り扱っていくか、県とも調整、検討していきながら、方向性を決めていく。

## 9 その他

## 10 閉会・副会長あいさつ

— 散 会 —